

第6章 2011年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2011年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

■2011年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

1 健康な市民生活が営める安全なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	<p>二酸化窒素濃度（NO₂）について、自排局が昨年に続き3局未達成である。原因と取り組みの強化を示すこと。</p>	<p>2010年度の二酸化窒素について自排局3局で環境基準を超過した原因は、高濃度日が秋冬季に集中して発生しており、また、高濃度日の風が弱く移流拡散条件が悪いことから、気象要因が大きいと考えています。</p> <p>また、発生源要因として、長期規制車や新長期規制車といった大型ディーゼル車からの排出ガス原単位が、都市域の低速走行の場合において、大気汚染防止法の規制値の低減率レベルほど低減されていない場合があること、また想定していたほど新車代替が進んでいないことなどが考えられます。</p> <p>今後の取組として、交通環境対策としては、「エコ運転制度」のさらなる普及推進、局所汚染対策に係る調査・検討、環境ロードプライシング拡充要請などを進めるとともに、工場・事業場対策としては、2010年5月からの環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に向けた制度の施行などの対策を引き続き進めており、二酸化窒素濃度の低減を図ります。</p> <p>また、国においては「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」について、現行の施策の進捗状況等を踏まえた検討が行われており、本市においても、国の動向を注視してまいります。</p>
大気	<p>二酸化窒素の低減について</p> <p>① 自動車の排出総量が2005年度の比較であって、2010年度のものを出すようにしてください。</p> <p>② 固定発生源においても、総量規制を強化してください。今後も火力発電所 etc で増えることが考えられます。（2010年度は9348tというデータがあり、9330tを達成しています。）</p> <p>③ 自排局3局で、環境基準非達成であるが、2007年度には、2局まで減らしたのびから、原因追及と対策を強化してください。</p> <p>④ 同様にP11の対策目標値を満足した日数割合（自排局平均）も2008年度から下がってきている。</p>	<p>① 自動車からの窒素酸化物排出量については、2012年度版において、2010年度の結果を掲載いたします。</p> <p>② 固定発生源に対する対策としては、各工場・事業所への監視・指導を継続して実施するとともに、2010年5月から施行されている環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に向けた制度を推進していきます。</p> <p>③ 二酸化窒素濃度の環境基準は、年間の日平均値の低い方から98%番目の値（98%値）が0.060ppm以下で達成となります。98%値は気象条件等の要因に影響を受けやすい値であり、2007年度は基準値0.060ppmで達成した地点が、2008年度では0.062ppmで非達成となりました。このように、環境基準を超えるか超えないかの地点によって、環境基準非達成の数が変わります。今後は、交通環境対策としては、「エコ運転制度」の更なる普及推進や局所汚染対策に係る調査・検討、環境ロードプライシング拡充要請等を進めるとともに、工場・事業場対策としては、2010年5月に環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に向けた制度を施行しており、二酸化窒素の低減を図ります。</p> <p>④ 上記の対策により、対策目標値の達成を目指してまいります。</p>
大気	<p>光化学オキシダントは2010年度も9局全局で非達成である。さらに被害者が6年ぶりに6人でたことから、原因究明と抜本的対策が必要である。</p>	<p>広域的大気汚染物質である光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑であり、全国的にも光化学オキシダントの環境基準達成率は非常に低い状況です。環境改善を図るためには、主な原因物質である窒素酸化物と揮発性有機化合物（VOC）について、削減対策を進めることが重要であり、広域での対策・検討が不可欠であるため、国の対応を踏まえながら近隣自治体と連携を図り、対策について関係機関と調整していきます。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	<p>大気質の環境目標値達成率において、二酸化窒素については、次の年次報告書から環境基準値の下限値(0.04ppm)の達成を目指す記載をすること。2011年度版(2010年度)までは環境目標値の達成は、「0.04ppm～0.06ppmのゾーン内」の上限値を目標としていたが、環境審議会答申を受け、下限値(0.04ppm)の達成率をアピールすること。</p>	<p>川崎市環境審議会答申(2009年2月)に沿って、2015年までのできるだけ早期に全測定局で二酸化窒素の対策目標値を達成することを目指しています。なお、自排局3局で対策目標値を達成していませんので、全局の対策目標値達成を目指してまいります。</p>
大気	<p>光化学スモッグ注意報発令の目安を示すこと。また、光化学オキシダントの環境基準は1時間値で評価されているが、年平均値はどのような意味があるのか。また、年平均値を記載するなら経年変化を示すグラフを載せること。ちなみに、値はここ数年は増加傾向にある。</p>	<p>光化学スモッグ注意報発令の目安について記載を検討します。 光化学オキシダントの年平均値は、注意報発令基準値に比べて通常時の環境濃度がはるかに低いことを示すために掲載したものであり、経年比較を目的とはしていません。光化学オキシダントの年平均値は、やや上昇傾向ですが、これが必ずしも注意報発令回数の増加にはつながっていないものと考えています。</p>
大気	<p>大気汚染の低減についての重点目標は、「2005年度から2010年度までのできるだけ早期」ととされていましたが、2010年度の窒素酸化物の排出量(自動車と固定発生源)、及び二酸化窒素とSPMの対策目標値(いずれも自排局)は達成できませんでした。 特に、二酸化窒素の環境基準は、当初国が1985年達成とされていた経緯があり、また市が環境基本計画で「今後下限値の0.04ppmまたはそれ以下をめざす」としていることから、窒素酸化物に係る総量許容基準の見直しをふくめ、さらに発生源対策を強力に推進する必要があります。(なお自動車排出量について、2010年度のものを示すべきでした)</p>	<p>2011年3月に川崎市環境基本計画の全面改定により、重点目標の見直しを行いました。 二酸化窒素については、「2015年までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値0.04ppm又はそれ以下を目指す。」ことを重点目標として、また浮遊粒子状物質については、「全測定局で対策目標値の達成を維持するとともに、環境目標値の達成を目指す。」ことを目標としています。 交通環境対策としては、「エコ運船制度」の更なる普及推進、局所汚染対策に係る調査・検討、環境ロードプライシング拡充要請などを進めるとともに、工場・事業場対策としては、2010年5月からの環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に向けた制度の施行などの対策を引き続き進めており、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減を図ります。 また、国においては「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」について、現行の施策の進捗状況等を踏まえた検討が行われており、本市においても、国の動向を注視してまいります。 なお、自動車からの窒素酸化物排出量につきましては、2012年度版年次報告書において、2010年度の結果を掲載いたします。</p>
大気	<p>浮遊粒子状物質、特に微小粒子状物質(PM2.5)の測定に関しては、ひきつづき市内全測定局における常時測定を目指し計画的に整備すべきです。なお、前回の意見書で指摘したように、ゼロ値やマイナス値が確定値として公表される事態は、常識的であってはならないことです。自動測定機械の宿命というのであれば、別途手分析による測定も行い結果を併せて公表してもらいたい。</p>	<p>微小粒子状物質(PM2.5)については、2012年度当初時点で18測定局中9測定局で常時測定を開始しており、さらに2012年度中に常時測定を3局増設予定です。 ゼロ値やマイナス値については、環境大気常時監視マニュアル(環境省水・大気環境局)に記載されているとおり、自動測定機の測定値には一定の誤差が許容されており、測定対象物質の環境濃度が非常に低い場合、その誤差のためにゼロ値やマイナス値が出現することがあります。今後とも、同マニュアル等に従った適切な測定に努めてまいります。</p>
大気	<p>SPMは自排局で1局(池上)が非達成である。非達成の場所を明記し、原因と対策を明らかにすること。</p>	<p>2010年度は、7月23日と24日に池上自排局において2日連続でSPM日平均濃度が0.1mg/m³を超過したため、非達成となりました。これは当該期間においては光化学反応による汚染物質の粒子化が活発であったため南関東の広域において浮遊粒子状物質濃度が上昇したことに加え、近隣の幹線道路の影響が加わったためと思われる。浮遊粒子状物質については、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)等と関連があることから、これらの物質を合わせて対策を推進していきます。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	<p>浮遊粒子状物質について</p> <p>① 対2000変化で、データが古い、新しいものと比較し、次の目標を早く出して欲しい。</p> <p>② 対策目標値達成局の推移(自排局)で、今まで(2007～2009年)は9局であったが、2010年度は8局となったが、原因対策をたて、全局達成に、戻るようにすること。</p> <p>③ 年平均値の推移のグラフでは、自排局が濃度的には低下してきていて効果はあるが、固定発生源の排出量が2008年から増加傾向にあることがわかります。排出量の経年変化がわかるようにすると共に対策を強化してください。(96頁の酸性雨のところにてでているが)</p>	<p>① 浮遊粒子状物質については、2011年3月に全面改定された環境基本計画において、全測定局で対策目標値の達成を維持するとともに、環境目標値の達成を目指すことを目標としています。</p> <p>② 2010年度は、7月23日と24日に池上自排局において2日連続でSPM日平均濃度が0.1mg/m³を超過したため、非達成となりました。これは当該期間においては光化学反応による汚染物質の粒子化が活発であったため南関東の広域において浮遊粒子状物質濃度が上昇したことに加え、近隣の幹線道路の影響が加わったためとされます。浮遊粒子状物質については、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)等と関連があることから、これらの物質を合わせて対策を推進していきます。</p> <p>③ 固定発生源の排出量(9,348t)は、2000年度排出量(10,682t)に比較して、約12%減少しておりますが、更なる減少に向けて、各固定発生源に対する監視指導を継続して行います。また、環境性能に優れた燃焼施設に導入促進に向けた制度を推進していきます。</p>
大気	<p>対策目標値の達成率のグラフは、前回の市民意見書が反映されて見やすくなった。</p>	<p>今後とも見やすい報告書の作成に向け、改善を重ねてまいりたいと思えます。</p>
大気	<p>対策目標値の達成状況が示されているが、地図を入れるなどして測定局の位置関係が判るようにすること。</p>	<p>測定局の位置関係がわかりやすくなるよう、地図を入れるなどの検討をいたします。</p>
大気	<p>2010年度の自動車交通量を早急に把握して、市内の自動車の窒素酸化物排出総量(1,010t)を達成しているかどうか把握すること。</p>	<p>2010年度の自動車からの窒素酸化物排出量につきましては、2011年度に算定を行っており、2012年度版年次報告書において、結果を掲載いたします。</p>
大気	<p>2010年度の固定発生源からの窒素酸化物排出総量は、9,348tであり、2000年度と比較すると減少しているが、目標値(9,330t)は達成していないので、さらなる削減に取り組むこと。</p>	<p>目標値の達成に向けて、固定発生源に対する監視指導を継続して実施するとともに、環境性能に優れた燃焼施設の導入促進を行います。</p>
大気	<p>固定発生源の粒子状物質については、2008年は1,617t、2009年は1,629t、2010年は1,657tと増加傾向にある。経年変化がわかるグラフをつけること。</p>	<p>経年変化がわかるグラフの記載は、対策目標量を達成していない窒素酸化物のグラフのほうが、対策目標量を達成した粒子状物質よりも優先度が高いと考えています。</p>
大気	<p>大気汚染の低減で、重点目標に「2005年度から2010年度までの・・・」とあるが、2011年3月(2010年度末)に環境基本計画が改訂されている。その際に、NO₂は2010年度に未達成が3局でいる。問題点と取組の強化を明確にして次の計画に反映できるように明確にしてください。(EV・充電設備の数やハイブリッド車等の増加、計画等はどうか、一般車はどうか等々)</p>	<p>2010年度の二酸化窒素について自排局3局で環境基準を超過した原因は、超過日が秋冬に集中しており、また、超過日の風が弱い傾向があることから、気象要因が大きいと考えています。</p> <p>今後の取組として、川崎市環境審議会答申(2009年2月)に沿って、交通環境対策及び工場・事業場対策を着実に推進します。</p> <p>電気自動車・充電設備については、電気自動車導入助成制度により、2011年度までに電気自動車51台及び充電器7台に助成を行っていますが、2012年度は、充電器に対して従来どおり助成を実施するとともに、電気自動車については、助成対象を従来からの事業者に加え、新たに個人にも拡大して実施します。</p> <p>また、天然ガス自動車及び大型ハイブリッド自動車については、低公害車導入助成制度により貨物輸送自動車及びバスを対象に助成を実施します。</p>
大気	<p>現状の「指標・・・」の最終行2009年度・・・となっているが2010年度の間違いですか？</p>	<p>2010年度の間違いです。今後は、このような誤記のないよう、文章の確認を徹底いたします。</p> <p>誤った記入箇所については正誤表を作成しておりますので、正誤表を更新するとともに、ホームページにおいても正誤表を更新してまいります。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	微小粒子状物質（PM2.5）について、2局が環境基準非達成とのみ記載してあるが、測定値等を示すこと。また、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とともに、2010年3月の環境審議会答申により重点分野となったことから、P10に記載すること。	微小粒子状物質（PM2.5）の測定値については、重点分野に記載し、測定値についても示すようにいたします。
大気	微小粒子状物質（PM2.5）で等価測定機ではない測定機についても、環境基準との比較を参考値として示してほしい。	環境省の告示により等価測定機においてのみ環境基準評価を行うことが認められているため、等価測定機の測定結果を活用することで、より適切な比較・検証ができると考えています。
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質について ① 「等価測定機」にこだわっているが、今までの実績のある「池上」「田島」のデータは高めなのか、低めなのか、評価しておいた方がいいと思います。 ② 又、データを示すようにしてください。 	<p>2009年9月に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定され、これに基づき国により「等価測定機」として認定されたPM2.5自動測定機が現在では常時監視に使用されています。しかし、田島局と池上局に2000年に設置された測定機は、試料大気の除湿能力やPM2.5の構成成分である揮発性物質の定量性が十分でないため等価測定機に認定されておらず、測定の時期や気象条件によって測定誤差が大きいといわれています。</p> <p>なお、池上局は2011年に等価測定機に更新済みですが、田島局は2009年度に国が測定機を更新したものの、この測定機は現状では等価測定機の認定を取得できていないため、同局のPM2.5環境基準評価が可能となるよう、等価測定機への早期の更新等について国に働きかけています。</p> <p>以上のことより、池上局及び田島局において等価測定機以外で測定したPM2.5データについては、等価測定機と同列にデータを評価することは困難と思われる。</p>
大気	<p>光化学オキシダント</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一度も達成していないので、根本的な対策をとること（麻生区が多い） ② 健康被害者がでていなかったが、発生しているので「零」にすること ③ 年度推移を出しているが、増加傾向であることを示すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 光化学オキシダントは、広域的な大気汚染物質であり、広域での対策・検証が不可欠であるため、近隣自治体と連携を図りながら、対策の検討を進めていきたいと考えています。 ② 2010年度の光化学オキシダントの健康被害届出者数は6名でした。今後は、上記の対策をすすめ、発生数「零」を目指します。 ③ 発令回数については、年度によりばらつきが大きいため、経年の傾向については、当面、動向を注視したいと考えます。
大気	<p>川崎縦貫道の建設促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ期区間：大師～国道15号：事業促進とあるが、計画の一部変更していませんか。 ・Ⅱ期区間：まだ都市計画もしていませんが、どこまで実現性がありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大師～国道15号間につきましては、都市計画の変更はなされておられません。平成17年8月に国が示した対応方針により、高速部の整備が先送りとなっています。 今後は、一般部である国道409号の街路整備と併せて、整備促進に向けて国及び関係機関と調整を進めてまいります。 ・Ⅱ期区間については、東京外かく環状道路との調整も含めて、幅広く検討を進め、早期にルート・構造等の具体化が図れるよう、国及び関係機関と調整を進めてまいります。
大気	等価測定機の欄外にて語句説明があればいい	等価測定機の説明を記載することを検討します。
大気	Ⅰ-1-2-3その他発生源対策の推進で、SPM対策として・・・川崎VOC・・・のSPMは光化学スモッグではないのか、チェックしてください。	炭化水素等の実態把握等は、SPM対策の一環として行っています。また、光化学スモッグ対策やPM2.5対策にも効果が見込まれると考えております。
大気	微小粒子状物質（PM2.5）測定装置の設置状況について、2010年度3台、2011年度3台はそれぞれどこに設置されたのかを示すこと。また、今後の設置計画を示すこと。	<p>2010年度は、麻生一般局、宮前平駅前自排局に新設し、池上自排局の測定機を更新しました。2011年度は、幸及び中原一般局、並びに本村橋（多摩区）自排局に新設しました。</p> <p>今後の設置計画については、2012年度に3か所を予定していますが、設置場所については検討中です。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	健康被害対策の充実 ぜん息患者数が、増加傾向にあります。大気汚染対策がすすまないで強化すると共に、症状の軽いうちに早く治療のうけられる体制を充実してください。	本市では、アレルギー対策の一環として川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例に基づく助成事業を行っており、ぜん息患者の早期治療開始と適切な治療機会の確保を促すため、対象者の市内居住要件を「3年以上」から「1年以上」に短縮する条例を2012年2月1日に施行いたしました。 今後も患者さんが安心して治療を受けられる体制の確保に努めてまいります。
大気	小児ぜん息、成人ぜん息対象者数、ともに増加傾向にあるので、対策と医療費助成制度の充実を図ること。また、「公害防止及び公害の健康影響に関する調査研究の実施」とあるが、どのような調査を行ったのか。	本市では、アレルギー対策の一環として川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例に基づく助成事業を行っており、ぜん息患者の早期治療開始と適切な治療機会の確保を促すため、対象者の市内居住要件を「3年以上」から「1年以上」に短縮する条例を2012年2月1日に施行いたしました。 今後も、小児ぜん息患者医療費支給事業及び成人ぜん息患者医療費助成事業の対象となる患者さんが安心して治療を受けられる体制の確保に努めてまいります。 川崎市公害防止調査につきましては、2010年度は、今までの健康と環境との調査研究資料を基に、これまでの調査研究の問題・課題を整理検討し、次期の調査研究のデザインを提案する基礎資料を作成しました。
大気	市のぜん息患者対策は、「大気汚染と呼吸器疾患との関連性が認められていない」ので、アレルギー対策の一環として実施しているとのことですが、周知のように川崎公害訴訟判決は両者の因果関係を明確に認めています。また昨年5月環境省が発表した「そらプロジェクト」調査結果も、学童と成人調査の一部について呼吸器疾患との関連性を認めました（成人調査は調査設計に限界があり）。 よって、市のぜん息患者対策は社会福祉でなく、汚染者負担の原則に基づいて救済内容を抜本的に改善すべきです。	「そらプロジェクト」では、学童調査においては関連性が認められる一方で、その関連性の程度を科学的に確定づけることは難しいとされています。一般的に気管支ぜん息の要因としては、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、ペット類の体毛、花粉などのいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、遺伝的要因など、実に様々な要因が指摘されておりますが、本市の成人ぜん息患者医療費助成制度は、広く気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進を図ることを目的とし、発症の要因を問わずに対象者の医療費の一部を助成する制度として実施しており、高い評価を受けております。 本市といたしましては、国に対し、本制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象として欲しいとの要望を今後も継続して実施してまいります。
大気	環境の常時監視装置の更新の推進 ①微小粒子状物質測定装置3台・・等価測定機を全局に早期につける計画等を示してください。 ②地球温暖化のためのCO ₂ 測定を市内で是非やってください。計画でOKというが、発生源の多い(固定、移動)ので必要である。 ③放射線測定の実態とデータをのせるようにしてください。福島原発事故以後、長期の観測が必要である。	① 微小粒子状物質測定装置は、2012年度は3局への設置を予定しています。 ② 監視装置でのCO ₂ 測定の予定はございません。地球温暖化対策については、気象庁のCO ₂ 測定データを活用することで対応可能と考えております。 ③ 放射線測定の実態とデータについては、市のホームページ及び環境局事業概要に掲載していきます。

2 うるおいとやすらぎのある快適なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
水辺	水辺を整備し取り戻すことは、水環境の向上のために不可欠です。主な施策の概要のうち、「2011年度計画等」のところで、再生可能な水路の整備や親水施設の整備について、それぞれ「計画なし」とされていますが、こうしたことが無いようにしてもらいたい。特に、市南部は多摩川と東京湾のほかには、水辺というものは皆無に等しいので早急に計画を立ててほしい。	再生可能な水路の再整備については、環境基本計画年次報告書のとおり、該当する水路がございません。また、親水施設の整備については、渋川の親水整備を推進してまいります。

項目	市民意見要旨	対応措置																																																																																																
緑	樹林地面積及び農地面積に係る指標は、2010年度までにそれぞれ400ha・500haとされていますが、現実には年々減少しています。緑地の保全等の対策はされていますものの、どこかで歯止めをかけないとこのまま、いつか指標の面積を突破しさらに減少してしまうのではないかと危惧されます。絶対確保しなければなりません。	樹林地につきましては法や条例、要綱などにより様々な緑地保全施策を進めています。樹林地の保全については地権者の理解と協力を得ることが不可欠ですので、今後も粘り強く交渉し理解と協力をさせていただけるよう努力してまいります。 農地につきましては、生産緑地地区の追加指定を毎年実施し、農家開設型市民農園・体験型農園の開設・運営支援や農業振興地域における施設整備・活性化策の推進等にも引き続き取り組み、長期的な保全を図って参ります。																																																																																																
都市アメニティ	駐輪場の整備の推進 さらに増加し、利便性を向上してください。	放置自転車対策の一つとして、駐輪場の新設・増設は必要となりますが、駅周辺においては、駐輪場としてまとまりのある用地を確保することが困難な状況であるため、自転車等放置禁止区域の拡大などソフト施策の取り組みとともに、多様な整備手法による駐輪場整備に取り組んでまいります。																																																																																																
都市アメニティ	勝手気ままな、高層建築物の建設はやめるべきです。また、景観への一層の配慮とともにビル風対策（例えば高度ごとの風速の規制値の設定など）が求められます。なお高層建築物について、今回2010年度の区別資料が示されましたが、最新の累計資料について示してもらいたい。	<p>【景観への一層の配慮の部分】</p> <p>景観法に基づく「川崎市景観計画」では、建築物などの高さが、都市計画の高度地区で定める高さを超えるもの、又は31mを超えるものについて、届出が必要としています。</p> <p>当該届出については、景観計画に定められている、建築物などの外観に使用できる色彩の制限や用途別の景観形成方針に基づき、必要に応じて指導等を行っています。</p> <p>【高層建築物の区別資料の部分】</p> <p>2011年度の「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づく階数6以上の申請件数（なお、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例に基づく申請件数を含みます。）は、以下のとおりとなっております。</p> <table border="1" data-bbox="746 1070 1225 1608"> <thead> <tr> <th>区 階数</th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>5</td> <td></td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>54</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・階数は地上階数</p>	区 階数	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	6	3	3	6	3	1	3		7	5	1	6	6			4	8	4	2	1					9	5		3	1				10		1	2	1				11	4	1	1					12	1		1					13								14	2	1					1	15								54			1				
区 階数	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区																																																																																											
6	3	3	6	3	1	3																																																																																												
7	5	1	6	6			4																																																																																											
8	4	2	1																																																																																															
9	5		3	1																																																																																														
10		1	2	1																																																																																														
11	4	1	1																																																																																															
12	1		1																																																																																															
13																																																																																																		
14	2	1					1																																																																																											
15																																																																																																		
54			1																																																																																															
都市アメニティ	道路交通対策については、自動車交通総量の一層の削減が図られるとともに、もっと自転車道や歩道の整備が強化される必要があります。市内の主な繁華街への、一般車両の乗り入れを規制して歩行者の安全を確保するとともに、無料の駐輪場を増やしてもらいたい。	<p>自転車通行環境整備につきましては、限られた道路空間の中で最も効果的な整備形態の選定などを示した整備方針を策定してまいります。</p> <p>歩道の整備につきましては、現地調査をおこない、必要な箇所につきましては整備を進めてまいります。</p> <p>駐輪場の利用料金は、受益者負担の原則に基づいて、利用者の負担の範囲を決めています。駐輪場の適切な補修と計画的な整備を推進し、今後も持続的にサービス提供するためには、駐輪場利用者に管理運営費や補修費、建設費の一部を負担していただく必要があります。</p> <p>これらの方針は、「自転車等駐輪場利用者の適正な負担のあり方検討会議」において検討され、2010年4月に「駐輪場の適正な料金設定と新たな管理運営に関する提言」で取りまとめられた提言を基に「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」で取りまとめ、実施しています。</p>																																																																																																

項目	市民意見要旨	対応措置
都市アメニティ	市街地の大気汚染の低減には公共交通の利用促進や自転車利用等も効果的と考えられますが、川崎駅周辺の駐輪場は絶対数が不足しており、現在の駐輪場と収容台数、今後の駐輪場の設置予定と収容台数を場所も含めて示すこと。	川崎駅周辺の駐輪場収容台数と今後の予定は次のとおりです。 <2012年4月1日現在(市営・民営)> 川崎駅東口…収容台数 8,563 台 川崎駅西口…収容台数 4,469 台 計 13,032 台 (今後の駐輪場整備予定) ・2012年度及び2013年度 …川崎区宮本町(市役所通り) 収容台数 約600台 ・2013年度 …川崎区本町(旧水道営業所用地) 収容台数 約450台

3 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	地球温暖化対策、特に二酸化炭素を削減していくためには、地域・足元からの取り組みが何よりも重要です。その点、前回市内で二酸化炭素の常時測定をおこなうことを求めたことに対し、「気象庁の測定データを活用する」としてはいますが、市域における温暖化の現状を知り、対策の評価をするためにも必要と考えます。地球人としてだけでなく、事業者・市民としての責務をもっと明確にすべきです。	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例により、市、事業者及び市民の責務を明確化し、川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、市、事業者、市民がそれぞれの役割と責任に応じて温室効果ガスを削減することとしています。また、毎年、市域における温室効果ガス排出量(部門別、行政区別)の算定を行い、川崎市地球温暖化対策推進基本計画等の進行管理の指標とするとともに、その結果を公表しているところです。今後も、気象庁の測定データ等を参考にするとともに、現状の把握及び対策の評価については、市域における温室効果ガス排出量のデータにより行っていく予定です。
地球環境	企業の温室効果ガスの排出量削減については、「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書」制度により、事業者の自主的な取り組みを促すとしていますが、平成22～24年度計画書を見てみると、実績に比べほんのわずかな削減あるいは増加させている計画書があります(例えばJFEスチールの場合、実績9,379,567tに対して計画は10,100,760t)。事業者の自主性任せでは不十分です。本市の公害対策の教訓から、規制的手法をとることの方が有効と考えます。	事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度は、事業者が自ら目標を設定し、提出した計画書を市が公表することにより事業者の自主的な取組を促す制度ですが、計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項等に、市は必要な指導・助言を行うことができるものとなっています。 そのため、計画書・結果報告書の提出時や、立入調査などの際に、必要に応じて指導・助言を行うことで、事業活動に係る温室効果ガスの排出量の削減に向けた措置が促進されるよう取り組んでおります。 また、本市には、市内事業者の優れた環境技術が蓄積されておりますことから、「低CO ₂ 川崎ブランド制度」をはじめとした本市の様々な取組の中で、市内事業者のエネルギー効率の高い製品・技術などを国際社会へ広く普及させながら、市域のみならず、地球規模での温室効果ガスの削減に取り組んでまいりたいと考えております。
地球環境	地球温暖化防止対策について、メタン、一酸化二窒素、PFCsは基準年度に対して、それぞれ47.6%、31.2%、74.5%の増加となっているのはなぜか。 また、市内の温室効果ガス排出量(速報値)は昨年度の報告と全く同じであるが、長期間確定値が出ないのはなぜか。	メタン及び一酸化二窒素の増加の要因については、主に燃料の燃焼に伴うものと考えられ、PFCsの増加の要因については、PFCsの生産量の増加によるものと考えられます。 また、本市では、地球温暖化対策の効果を適切に把握するため、市域における温室効果ガス排出量を算定しておりますが、排出量の算定に使用する国の統計資料の一部について、東日本大震災等の影響と考えられますが開示時期が遅れていることが、算定の遅れの原因となっています。統計資料が揃い次第、市域における温室効果ガス排出量を算定し、その結果を市ホームページで公表いたします。

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	<p>市内の温室効果ガス排出量（速報）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文面が前年度と全く同じであり、（速報）になっていない。 ・最終行にある「ホームページ」をみても変化なしです（3月28日現在） ・何故遅れているのか、今後はどうするのか、明確にすること。 	<p>本市では、地球温暖化対策の効果を適切に把握するため、市域における温室効果ガス排出量を算定しておりますが、排出量の算定に使用する国の統計資料の一部について、東日本大震災等の影響と考えられますが開示時期が遅れていることが、算定の遅れの原因となっています。統計資料が揃い次第、市域における温室効果ガス排出量を算定し、その結果を市ホームページで公表いたします。</p>
エネルギー	<p>東電福島第1原発事故以降、エネルギー問題への関心が高まり、化石燃料から自然エネルギーへの流れが急速に進んでいます。臨海部の工場においても、太陽光や風力・バイオマスなど自然エネルギーの活用が図られつつあります。こうした企業への助成がなされる場合、同時に市民への還元も行わせるべきです。</p>	<p>本市では、地球温暖化対策の一環として再生可能エネルギーの利用を位置づけており、積極的に導入を推進しているところです。</p> <p>その一環として、現在、主に住宅用に再生可能エネルギー導入の補助を行っています。</p> <p>今後とも、再生可能エネルギーの導入促進につながるよう取り組んでまいります。</p>

4 その他

項目	市民意見要旨	対応措置
その他	<p>公害監視センターと公害研究所が、他関連機関と統合され新たに「環境総合研究所」になる計画が発表されていますが、公害部門の名称を含めしっかり機能を存続するとともに、引き続き公害の監視並びに研究を活発に進めるべきです。</p>	<p>本市では現行の研究・監視機能を存続しつつ、更なる計画的・科学的環境施策を推進するため、生物学的毒性評価法や高精度化学分析、放射性核種分析など新たな手法を導入すること等により、監視・調査・研究の機能を強化した、環境総合研究所の設置の準備を進めているところです。</p> <p>なお、部門等の名称につきましては、今後の組織体制の整備の状況を踏まえて検討してまいります。</p>
その他	<p>原発による放射能汚染は、甚大な公害・環境破壊です。引き続き、大気や水・地下水・土壌の測定を充実させるとともに、データ等の迅速な公表をすすめてほしい。</p> <p>また、これまで市内に降り注いだ放射能による河川や東京湾内底質の汚染調査についても実施すべきです。そして、これらの結果を今後年次報告書に掲載することを検討してもらいたい。原子力発電所は、いまや廃止することが世論の大勢であり、東芝の原子炉は不要と考えます。</p>	<p>放射線測定の実態とデータについては、市のホームページに記載しております。今後は、大気だけではなく、土壌や水質についてもモニタリングを実施してまいります。データの公表については、市のホームページ及び環境局事業概要等に掲載していきます。</p> <p>年次報告書は、発行年度の前年度における環境分野に関する施策の取組内容をまとめているものです。環境基本計画に記載されていない事象についても、状況の変化により市が実施した取組については、報告してまいります。</p> <p>原子力施設の点検や点検後の稼働可否を決定する所管官庁は文部科学省となっておりますが、本市でも市内施設の状況等を把握することは重要でありますことから、各事業者と本市関係局で組織する「川崎市原子力施設安全対策協議会」を開催して施設状況の報告を受けるとともに、本市職員による定期的な立入調査や、日頃からの事業者との連絡調整を実施しているところでございます。</p>
その他	<p>先の東日本大震災で、川崎の臨海部でも液状化や護岸のひび割れなど発生しました。東京湾北部地震の発生確率も高まっているようです。市民の安全と環境を守るため、臨海部企業に防災対策を一層強化するよう求めるべきです。</p>	<p>臨海部にあるコンビナート施設においては、消防法やその他関係法令に基づき、危険物タンクの耐震化や災害時に備えて消防設備の整備を行っていますが、本市としても今後関連企業などと情報・意見交換会を行いながら臨海部の防災対策計画を策定し、安全対策等について進めてまいります。</p>
その他	<p>2011年3月に環境基本計画の改定が行われました。その中で「環境要素に係る重点分野」の順序が大きく変わりました。順序が変更された理由を示してください。</p>	<p>全面改定した環境基本計画では、「めざすべき環境像」の実現を図るためのより具体的な像として新たに「6つのまちの姿」を示し、それらに基づいて重点分野を設定しています。「6つのまちの姿」で示している施策はどれも重要であり、一体となって取り組んでいくことで「めざすべき環境像」を実現できるものと考えています。</p>